

口蹄疫対策に関する政府の対応について

〔平成22年5月17日〕
閣議決定

政府は、口蹄疫が広範な地域に拡大するおそれがある状況を踏まえ、下記により、事態を的確に把握するとともに、家畜への全国的な蔓延を防止するため、必要に応じ緊急かつ総合的な対応を行うこととする。

記

政府は、口蹄疫に対し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣の判断により、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする口蹄疫対策本部（以下「本部」という。）を速やかに設置する。本部の構成員及び運用については、別紙のとおりとする。

なお、事態が終息した場合には、本部を廃止する。

(別 紙)

口蹄疫対策本部の設置について

1 口蹄疫に緊急に対処するため、内閣に口蹄疫対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本 部 長 内閣総理大臣

副 本 部 長 内閣官房長官

農林水産大臣

本 部 員 他のすべての国務大臣

(注) 本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）及び内閣危機管理監が出席する。

本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

4 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。

5 本部の庶務は、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。